

令和元年定例会

予算決算常任委員会 戦略企画雇用経済分科会 説明資料

◎ 議案補充説明

- ・ 議案第 3 号 令和元年度三重県一般会計補正予算（第 2 号）・・・ 1
- ・ 議案第 18 号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案・・・ 4

令和元年 6 月 1 8 日
雇用経済部

◎議案補充説明

議案第 3 号 令和元年度三重県一般会計補正予算（第 2 号）総括表

(金額単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の 予算額
一般会計	13,567,781	77,768	13,645,549
労働費	1,605,679	17,464	1,623,143
※うち労働委員会予算	96,600	0	96,600
商工費	10,432,773	60,304	10,493,077
※うち観光局関係予算	464,407	44,000	508,407
土木費（四日市港関係諸費）	1,529,329	0	1,529,329
特別会計	369,900	0	369,900
中小企業者等支援資金貸付事業等	369,900	0	369,900
合 計	13,937,681	77,768	14,015,449

令和元年度三重県一般会計補正予算（第2号）項目一覧表

(金額単位：千円)

項	目	細事業名	補正前の額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
労政費	労政総務費	U・Iターン就職加速化事業費	0	8,367	8,367	U・Iターン就職を加速するため、県外大学へ進学した学生等を対象に、Webを活用した県内企業のインターンシップ情報等の充実に取り組む。また、若者に選ばれる企業づくりを支援するため、県内企業に対してインターンシッププログラムの作成支援や採用力強化セミナー（仮称）等を開催する。
		就業マッチングシステム構築事業費	0	9,097	9,097	東京圏から県内企業等への就職・定着を促進するため、求人情報を掲載するマッチングサイトを開設する。
商工業費	商工業総務費	国際ウィーク等推進事業費	6,870	1,788	8,658	伊勢志摩サミットのレガシーを三重の未来に生かすため、G20大阪サミットの機会を活用した情報発信に取り組む。
		県内中小企業国際展開促進事業費	5,076	2,106	7,182	県内中小企業等の国際展開や食の販路開拓等を推進するため、海外ミッション団を派遣する。
	商工業振興費	三重・タイ産業人材育成協力事業費	0	6,114	6,114	タイ政府と協力し、バンコクに設置した「三重タイイノベーションセンター」において、県内企業と連携したセミナーなど、食品加工分野に係る人材育成や県産品のPRに取り組む。
		KUMINAOSHIによる協創推進事業費	0	905	905	IoTやAI（人工知能）等のデジタル技術を最大限活用した「KUMINAOSHI（組み合わせ・繋ぎ直し）」など、新たな価値を創出する取組が展開されるよう、県内や首都圏で活躍する三重県ゆかりのクリエイティブ人材のネットワークを構築し、県内中小企業・小規模企業等との連携を促進する。
		食の高度人材輩出プラットフォーム構築事業費	1,315	853	2,168	みえの食関連産業の将来を担う人材を育成するため、県内の若手料理人および料理人をめざす若者と海外のシェフ等との交流により知識や技能等を学ぶ機会を創出する。
	新産業振興費	空の移動革命促進事業費	10,192	4,538	14,730	近い将来実現が見込まれる「空飛ぶクルマ」を活用し、新たなサービスを創出して、地域課題を解決するため、民間事業者による県内での事業化を見据えた気運醸成や受入環境整備を行う。
		みえ観光の産業化推進委員会負担金	45,088	4,313	49,401	観光の産業化と持続可能な観光地域づくりを推進するため、旅行会社への営業活動の強化や、宿泊と体験を基にした三重県の観光地としてブランディングの推進などに取り組む。
		三重県版観光スマートサイクル確立事業費	24,690	33,687	58,377	個人の外国人旅行者（FIT）の増加に対応するため動画を活用したブランディングプロモーションを実施する。また、インバウンド対応として、キャッシュレス化の推進についての実証事業や、AIの活用を行う。
		海外誘客推進プロジェクト事業費	42,102	6,000	48,102	FITをターゲットとした効果的なキャンペーンモデルの構築を図るため、JNTO（日本政府観光局）シンガポール事務所や交通事業者等と連携して、Webサイトやイベントなどが連動したプロモーションを実施する。

債務負担行為（追加）

(金額単位：千円)

事項	期間	限度額
三重県インターンシップ推進システム構築・運用保守業務委託	令和2年度～令和3年度	4,000
就業マッチングシステム構築・運用保守業務委託	令和2年度～令和6年度	35,000

平成 30 年度繰越明許費一覧表

(金額単位：円)

事業名	繰越額	説明
一般会計	74,137,000	
(款)商工費	74,137,000	
(項)商工業費	74,137,000	
県内投資促進事業費	20,000,000	高付加価値化を図るための設備投資において、鉄骨組み上げ時に必要なハイテンションボルトが全国的に不足していることにより、完了が令和元年度になることに伴うもの。
発電用施設周辺地域振興事業費補助金	7,878,000	コミュニティセンター整備事業において、旧公民館の解体工事に係る地盤変動調査に期間を要したことにより、完了が令和元年度になることに伴うもの。
みえ産学官連携基盤技術開発研究事業費	46,259,000	国の平成 30 年度補正予算を受けて実施する事業で、完了が令和元年度になることに伴うもの。

◎議案補充説明

議案第 18 号「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」について

1 改正理由・内容

技能検定手数料のうち、全国的に統一して定めることが特に必要なものについては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)」において、手数料標準額が定められています。

令和元年10月1日から、消費税率引き上げを反映した手数料の標準額が改正されるため、本県においても、試験手数料額を改定するものです。

2 施行期日

令和元年10月1日から施行します。

改正後

改正前

別表第四(職業能力開発促進法施行令第二条第一号の規定に基づく技能検定試験手数料のうち実
技試験を行う場合)

- 一 特級、一級、二級(次号に規定する者を除く。)
- 二 三級(次号から第四号までに規定する者を除く。)
- 三 基礎級及び単一等級

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	一万八千二百円

二 二級(当該試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者(以下この表において「在留資格者」という。)を除く。))に限る。)

三 三級(当該試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の者(第四号に規定する者及び在留資格者を除く。))に限る。)

別表第四(職業能力開発促進法施行令第二条第一号の規定に基づく技能検定試験手数料のうち実
技試験を行う場合)

- 一 特級、一級、二級(次号に規定する者を除く。)
- 二 三級(次号から第四号までに規定する者を除く。)
- 三 基礎級及び単一等級

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	一万七千九百円

二 二級(当該試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者(以下この表において「在留資格者」という。)を除く。))に限る。)

三 三級(当該試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の者(第四号に規定する者及び在留資格者を除く。))に限る。)

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	九千二百円

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	八千九百円

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	一万二千二百円

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	一万千九百円

四 三級(当該試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の在校生(在留資格者を除く。))に限る。)

四 三級(当該試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の在校生(在留資格者を除く。))に限る。)

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	三千百円

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	二千九百円

備考 (略)

備考 (略)